

沖縄振興市町村特別交付金（一括交付金）事業

「与那原町軽便駅舎 PR 情報発信業務委託事業」

業務委託仕様書

1. 目 的

沖縄県鉄道開業 110 周年記念にともない、県内外の鉄道愛好者に向け、与那原町に現存する鉄道遺産の観光資源を広く情報発信するプロモーションを実施する。近代沖縄の交通史を伝える場所、国の登録記念物に認められている「沖縄県鉄道与那原駅跡」を本企画の重点箇所とし、その他歴史ある「沖縄三大綱引」のひとつ与那原大綱曳や文化・食といった観光資源のルートを辿りながら、観光客への訴求ならびに誘客拡大を図る内容とする。

2. 期 間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

3. 業務の内容

（1）業務委託の内容は次のとおりとする。

ア 「沖縄県鉄道（軽便鉄道）」を基軸とした与那原町のプロモーション

- ・全国の鉄道愛好者が読者である雑誌等を活用し、当時の資料を活用しながら沖縄県与那原町の「鉄道の歴史」の歴史を全国へ波及させる内容とすること。
- ・沖縄県内の軽便鉄道の歴史や実際の史跡、当時の資料に触れることができる「与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館」を織り込み、まだ知られていない魅力を訴求すること。
- ・「与那原大綱曳」や町内の文化、食などの観光資源を紹介すること。
- ・当時の沖縄県鉄道や馬車起動にゆかりのある県内自治体（他路線）も紹介する内容とすること。
- ・写真を効果的に使用し、視覚に訴えるページ構成とすること。

イ 鉄道ノベルティの制作

- ・当時の資料を活用し、プロモーションにより「与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館」に訪れた鉄道愛好者・観光客に愛用される贈呈用ノベルティを制作すること。なお、部数やクオリティは与那原町と協議のうえ決定すること。

ウ 記念イベントに有識者を参加

- ・令和 6 年 12 月に開催される記念イベントに鉄道有識者を派遣し、町民、鉄道愛好者、観光客とのシンポジウムの場に参加すること。

4. 成果品

上記 3 により制作した成果品

5. 著作権

（1）納品された成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、すべ

て与那原町に帰属するものとし、与那原町の承諾を得ずに他の公表、貸与、使用等してはならない。

- (2) 本件業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、与那原町は責任を負わない。
- (3) 従前より媒体発行者や資料提供元が有する著作物については上記(1)(2)の条件を適用しないものとする。

6. 業務の再委託等

本業務の主たる業務は、上記3に関する総合的企画、手法の決定及び業務遂行管理とする。専門性が求められる従たる業務の一部については、第三者への再委託または第三者との業務提携（以下「再委託等」という。）により実施することができる。受託者は、業務の一部を再委託等により実施しようとする場合は、あらかじめ協議書により与那原町の承諾を得なければならない。ただし、写真撮影やデザイン、印刷などの軽微な部分についてはこの限りではない。

7 特記事項

- (1) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受託者が責任を持って調整すること。
- (4) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに与那原町に報告すること。
- (5) 受託者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

8 その他

- (1) 与那原町と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、与那原町との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、与那原町側の解釈により、業務を遂行する。